

利子補給の申請から振り込みまで

1 利子補給の申請



2 申請書の審査
(決定通知書交付)



3 借入—工事—返済



4 利子補給の請求



5 請求書の審査
(確定通知書交付)



6 補給額の振り込み



排水設備工事の確認申請の際、
「水洗便所改造資金利子補給申請書」を町へ提出して下さい。

申請書の内容等を審査した後、
町から「利子補給交付決定通知書」
を交付します。

融資を受け、工事にかかり、
個人で借入金を返済します。

(※期間中) 各年度の3月期の
償還日後10日以内に「利子補
給請求書」を町へ提出して下さい。

請求書の内容等を審査した後、
町から「利子補給交付確定通知書」
を交付します。

ご希望の口座に、補給
額を振り込みます。